

高松市体育協会専門委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、高松市体育協会（以下「本会」という。）規約第22条に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるためこの規程を制定する。

(種類)

第2条 専門委員会の種類は、企画推進委員会、生涯・健康スポーツ専門委員会、集団スポーツ専門委員会、個人スポーツ専門委員会、武道専門委員会とする。

(目的)

第3条 各専門委員会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 企画推進委員会は、常任理事会、理事会、評議員会に提出する案件を審議する。また、各専門委員会を統括し、専門委員会の連携を図るものとする。
- (2) 生涯・健康スポーツ専門委員会は、生涯スポーツ推進のための調査及び企画に関する事。その他、生涯・健康スポーツ推進事業に関する事。
- (3) 集団スポーツ専門委員会は、集団的スポーツ推進のための調査及び企画に関する事。その他、集団スポーツ推進事業に関する事。
- (4) 個人スポーツ専門委員会は、個人的スポーツ推進のための調査及び企画に関する事。その他、個人スポーツ推進事業に関する事。
- (5) 武道専門委員会は、武道的スポーツ推進のための調査及び企画に関する事。その他、武道推進事業に関する事。

(任務)

第4条 各専門委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 選手の育成に資する事業の推進
- (2) 指導者研修の開催
- (3) 競技力向上に関する事業の推進
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会の目的達成に資すること。

(構成)

第5条 各専門委員会の委員（以下「委員」という。）は、本会役員をもってあて、本会会長（以下「会長」という。）が選任する。

2 会長は、必要に応じ、学識経験者を委員に委嘱することができる。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 総務委員 1名

2 委員長は、会長が本会役員の中から指名する。副委員長・総務委員は、委員の互選による。

(役員の仕事)

- 第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括するとともに委員会の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 総務委員は、委員会の事務を司る。

(任期)

第8条 委員の任期は、本会規約の規程を準用する。

(会務)

- 第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、すみやかに委員会を招集しなければならない。
- 2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 本会会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 委員会で決定した事項は、常任理事会の議を経て執行するものとする。

(規程の変更)

第10条 本規程は、常任理事会の議決によって変更することができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営などに関し必要な事項は常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成24年2月29日から施行する。

高松市体育協会組織図（案）

評議員会

評議員は、加盟団体から1名選出する

理事会

理事は、評議員会で、評議員および学識経験者より選出し会長がこれを委嘱する

常任理事会

常任理事は、理事長が指名する

企画推進委員会

事業本部	運営本部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会との連携 ・ 団体活動の奨励 ・ 育成事業 ・ 指導者養成 ・ 競技力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振興事業 ・ 式典会議 ・ 広報 ・ 事務局との連携 ・ 法人化の研究

生涯・健康スポーツ 専門委員会	集団スポーツ 専門委員会	個人スポーツ 専門委員会	武道 専門委員会
【関係競技】 ・ゲートボール ・ソフトバレー ・武術太極拳 ・グラウンド・ゴルフ ・水泳 ・ボウリング	【関係競技】 ・バスケットボール ・バレーボール ・サッカー ・軟式野球 ・ソフトボール ・アイスホッケー ・ハンドボール ・スポーツ少年団	【関係競技】 ・スポーツチャンバラ ・陸上競技 ・バドミントン ・ヨット ・ソフトテニス ・卓球 ・スケート ・テニス ・アーチェリー ・体操 ・ボクシング ・フェンシング	【関係競技】 ・柔道 ・剣道 ・弓道 ・相撲 ・空手道 ・なぎなた

※専門委員会の委員には、加盟団体等から1名選出する